

村役場職員の給与などをお知らせします

村の行政運営における公正性と透明性を高めるため、「地方公務員法」及び「人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、職員数等の人事に関する運営状況についてお知らせします。

● 職員数の状況

(各年4月1日時点)

			職 員 数		
			令和7年	令和8年	
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	2	2	
		総 務	24	23	△1
		税 務	5	5	
		民 生	13	13	
		衛 生	7	8	1
		労 働	0	0	
		農林水産	9	7	△2
		商 工	5	6	1
		土 木	15	15	
		計	80	79	△1
	教育部門		17	15	△2
	小 計		97	94	△3
公営企業等 会計部門	その他		9	9	
	小 計		9	9	
合 計			106	103	△3

※令和8年度の職員数103人のうち正職員は70人。

● 特別職の報酬などの状況

(令和8年4月1日時点)

給料 (月額)	村長	80万5,000円
	副村長	65万円
	教育長	62万円
報酬 (月額)	議長	30万円
	副議長	25万1,000円
	議員	23万5,000円
期末手当	村長	(令和8年度支給割合)
	副村長	
	議長	
	副議長	
	議員	
		6月期 1.750月分
		12月期 1.750月分
		計 3.5月分

● 職員の平均年齢、平均給料月額

(令和8年4月1日時点：一般行政職)

平均年齢	平均給料月額
48.3歳	33万8,000円

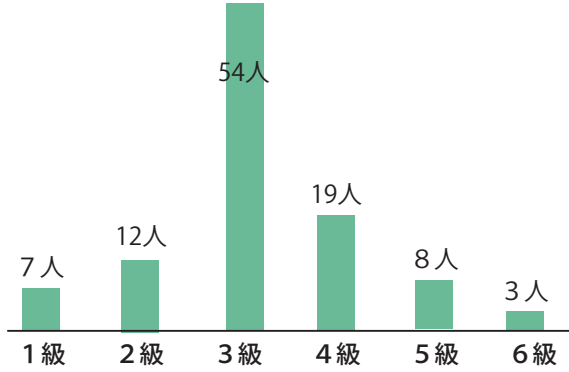
● 職員の初任給の状況

(令和8年4月1日時点)

一般行政職	大学卒	24万2,000円
	高校卒	21万円

● 一般行政職の級別職員数

(令和8年4月1日時点)



1級＝主事の職務
2級＝副主査の職務
3級＝係長または主査の職務
4級＝主任主査の職務
5級＝課長または主任主幹の職務
6級＝統括参事、総括課長または参事の職務

● 人件費の状況

(普通会計令和7年度決算)

住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	4,307人
歳出額	111億5,128万6千円
人件費	11億7,981万3千円
人件費率	10.6%

※人件費率＝人件費÷歳出額

※職員数は、一般職に任期付職員を含めた数(会計年度任用職員等を除く)を計上しています。

※詳細については順次村ホームページに掲載します。

飯舘村の財政状況

令和7年度の決算を基に、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定による村の財政状況を公表します。令和7年度健全化判断比率等を算定した結果、4つの指標において早期健全化団体となる基準を下回りました。このことから、本村の財政状況は健全な状態にあり、引き続き、適正な財政運営に努めます。

健全化判断比率	早期健全化基準 ※基準を下回るほど健全	飯舘村の財政状況
一般会計における赤字の大きさの程度(実質赤字比率)	15%	0%(算定なし)
全会計における赤字の大きさの程度(連結実質赤字比率)	20%	0%(算定なし)
村の財政規模に対する決算年度中の借入金返済額の割合(実質公債費比率)	25%	6.5%
村の財政規模に対する将来負担額(借入金返済額等)の割合(将来負担比率)	350%	0%(算定なし)

健全な財政状況にあることを数字で確認しています。



特別会計・企業会計の決算状況 ※()内は前年度比

簡易水道事業会計と農業集落排水事業会計は、令和6年度より、特別会計から企業会計に移行しました。

特別会計

- 国民健康保険特別会計
歳入 11億3,254万円(2.9%増)
歳出 9億9,981万円(1.7%増)
- 介護保険特別会計
● 事業勘定
歳入 9億8,519万円(2.2%減)
歳出 9億1,690万円(4.8%減)
● 介護サービス事業勘定
歳入 612万円(4.6%増)
歳出 612万円(4.6%増)
- 後期高齢者医療特別会計
歳入 4,009万円(2.8%増)
歳出 4,009万円(2.8%増)

企業会計

- 簡易水道事業会計
● 収益的収支
収入 2億5,984万円(26.8%増)
支出 2億3,410万円(11.8%増)
● 資本的収支
収入 5,536万円(増減なし)
支出 6,104万円(0.4%増)
- 農業集落排水事業会計
● 収益的収支
収入 9,813万円(7.8%減)
支出 9,473万円(4.7%増)
● 資本的収支
収入 1,767万円(27.3%増)
支出 2,458万円(2.8%増)

一般会計の他に特別会計・企業会計も決算します。

特別会計：一般会計と区分する独立した会計。特定の事業にかかるコストや収支のバランスが分かりやすくなります。

企業会計：サービスを受ける人が費用を負担する「受益者負担」が適用される分野の会計も一般会計とは区分します。